

保健婦養成所の運営に関する手引き

保健婦養成所(以下「養成所」という)の運営については、保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号、以下「法」という)、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号、以下「指定規則」という)及び保健婦養成所運営に関する指導要領(以下「指導要領」という)に定めるもののほか、本手引きによるものとする。

第1 名称に関する事項

保健婦養成所であることを示すものとし、他のものと紛らわしい名称を使用しないこと。

第2 学則に関する事項

1. 学則中には、少なくとも次の事項を記載すること。
 - (1) 設置の目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 課程名
 - (5) 定員及び学級の編成に関する事項
 - (6) 修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - (7) 教育課程及び授業時間数に関する事項
 - (8) 学習の評価及び課程の修了の認定に関する事項
 - (9) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - (10) 教職員の組織に関する事項
 - (11) 運営を行うための会議に関する事項
 - (12) 学生の健康管理に関する事項
 - (13) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
 - (14) 賞罰に関する事項
2. 学則中に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。
例) 入学者の選考
成績評価及び卒業の認定
健康管理
教職員の所掌事務
諸会議の運営

検定料、入学金、授業料等の金額及び費用徴収の方法
学生の賞罰等

第3 学生に関する事項

1. 入学を希望する者に対しては、入学願書に次の書類を添付させること。
 - (1) 看護婦学校の修了証書の写若しくは修了見込証明書又は看護婦養成所の卒業証書の写若しくは卒業見込証明書
 - (2) 看護婦学校養成所の成績証明書
2. 入学資格の認定は、法及び指定規則に基づき(1)の添付書類を資料として適正に行うこと。なお、外国における看護婦教育を修了し、保健婦養成所の入学を希望する者については、厚生大臣が看護婦国家試験の受験資格を認めた場合に限り、入学資格を有するものであるので留意されたい。
3. 入学の選考は、1により提出された書類、選考のための学力検査の成績等の資料に基づき適正に行うこと。
4. 入学の選考にかかわりのない書類(例えば、戸籍抄本、家族調書等)は提出させないこと。
5. 入学の選考に当たっては、看護職員としての適性を考慮すること。
6. 看護職員としての能力や適性にかかわりのない事項(例えば、身長、体重、家族関係等)によって入学を制限しないこと。

第4 教員に関する事項

1. 専任教員及び教務主任
 - (1) 指導要領第3-1-(1)-ウの保健婦としての業務年数には、保健所、市町村での従事年数3年以上を含めるものとする。
 - (2) 指導要領第3-1-(1)-エの専任教員として必要な研修を受けた者は、次の者をいう。
 - ア. 厚生省看護研修研究センターの看護教員養成課

程修了者

イ. 国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者
ウ. 厚生省が委託実施している看護教員養成講習会修了者

エ. 厚生省が認定している看護教員養成講習会修了者

(3) 保健又は看護の教科の高等学校教諭の免許状を有している者については、指導要領第3-1-(1)-エの要件に該当しないこと。

(4) 看護にかかわる業務を離れて5年以上を経ている者は、専任教員として好ましくないこと。

(5) 指導要領第3-1-(5)の趣旨は、講義1時間を担当するには準備時間等に2時間程度を要することから、1人の専任教員が担当できる1週間当たりの講義時間数の標準を15時間としたものである。実習を担当する場合にあっては、実習3時間に対し1時間程度の準備時間等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。

(6) 専任教員は学会等に参加するなど自己研鑽に努めること。

(7) 専任教員の構成については、年齢、実務経験等を考慮し、公衆衛生看護学の細科目を各教員が分担できるよう配慮すること。

(8) 実習施設の数が多施設にわたる場合は、専任教員又は実習指導者を増員することが望ましいこと。

(9) 2以上の課程を併設する養成所であって養成所の長が兼任である場合は、各課程を統括する専任の職員を置くことが望ましいこと。

2. 実習指導者

指導要領第3-3-(1)の実習指導者として必要な研修とは、厚生省が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものをいうこと。

3. その他の教員

(1) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野を十分考慮して選任すること。

第5 教育に関する事項

1. 授業時間数

(1) 講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。

(2) 実習については、1時間を60分とすること。

(3) 1日当たりの授業時間数(学則に定めた学科及び実習の時間の他に、教育目標を達成するために各養成所が設定する学科試験、行事、特別講義等を含む。以下同じ)は、6時間以内とすること。

(4) 1週間当たりの授業時間数は、30時間程度とすること。

2. 修業期間

6か月又は1年とすること。

3. 教育上の留意事項

(1) 保健婦教育の目標

保健婦として地域社会の住民の健康を守り向上させるため、地域の人々が自らの健康を守るよう導き、また、家族が健康上の問題を解決できるよう援助を行い、かつ、地域の実情に合わせて保健活動を効果的に行うことができる能力を育成するものとする。

また、保健所、市町村における公衆衛生分野のほか、事業所、学校、運動指導の場等の分野にも対応できる基礎的能力を身につけるとともに、プライマリヘルスケアの発展を促すことのできる能力もあわせて育成することとする。

(2) 教育計画上の留意事項

ア. 看護婦課程において履修した教育内容との重複を避け、保健婦の実践活動の基礎となる知識と技術についての内容を精選すること。

イ. 各科目の教授に当たっては、公衆衛生看護学を中心としてこれを疫学、健康管理論、保健福祉行政論と関連づけて効果的に行うこと。

ウ. 公衆衛生看護学については小科目を示しているので、教授に当たっては、他の小科目との関連性を考慮して系統だてた教育計画を立案すること。

エ. 公衆衛生看護学の保健指導各論については、講義並びに実習の合計時間を示しているので、教育内容の重複を避け、講義、実習を割り当て、実施すること。

オ. 実習については、教育目標に応じて適切な実習施設を確保するとともに、同一科目の実習が、2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう教育計画を配慮すること。

カ. 研究は、公衆衛生看護学の講義、実習に含め学生の自己研修を深める能力及び科学的思考方法に関する能力を高めるものとする。

キ. 各科目については、「授業要綱」「実習要綱」及び「実習指導要綱」を作成すること。

ク. 教育展開に当たっては、教育効果をあげるため講義と実習を並行、あるいは交互に組み入れるよう配慮するとともに、校内実習や演習等の学習方法についても考慮すること。

(3) 修業期間が1年の場合の教科内容は、地域的要請等に対応した分野の教育内容を加えたり、演習や実習を補充するなどして各養成所毎に特色を出すものとする。なおカリキュラムの編成に当たっては、別表1を参考にされたい。

第6 施設設備に関する事項

1. 土地、建物の所有等

(1) 土地、建物は、設置者の所有であることを原則とすること。

ただし、貸借契約が、長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。

- (2) 教育環境について配慮がなされていること。
- (3) 校舎は、独立した建物であることが望ましいこと。

ただし、やむを得ず他施設と併設する場合は、養成所の運営上制約を受けることのないよう配慮すること。

2. 教室等

- (1) 実習室内は、家庭看護、救急法等の看護実習と健康相談、健康教育等の保健指導の実習とを行うのに適した配置をすること。
- (2) 調理実習室が自施設にない場合は、他施設の調理実習室を兼用して差し支えないが、他の使用目的のある室を兼用することはできないこと。
- (3) 学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、視聴覚教室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、便所、倉庫、体育場、講堂を有することが望ましいこと。
- (4) 他の課程を併設する養成所においては、課程毎に専用とすべき部分以外は兼用して差し支えないが、課程毎にまとまりがあり、かつ、機能的な配

置とすること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

3. 機械機器、模型等

指導要領別表2に掲げるものの具体的内容については、別表2を標準として整備すること。なお、各養成所における教育目標に応じて拡充整備すること。

第7 実習施設に関する事項

1. 保健婦業務指針が作成され活用されていること。
2. 保健婦業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
3. 実習効果を高めるため討議室等が設けられているとともに、看護用品、健康教育機器等実習用具等が整備されていることが望ましいこと。

第8 管理及び運営に関する事項

1. 養成所運営に関係する職員の所掌事務及び組織、養成所運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。
2. 養成所運営に関する諸記録を保管すること。
3. 運営経費において講師謝金、図書費のほか必要に応じ機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。

■看護モデルによる統合的カリキュラムを目指す！

看護教育カリキュラム その作成過程

新刊

Curriculum Process in Nursing; A Guide to Curriculum Development

著 Gertrude Torres. Marjorie Stanton

訳 近藤潤子 聖路加看護大学教授

小山真理子 聖路加看護大学講師

社会の変動に伴う保健医療ニーズの変化やつぎつぎに新しくなっていく科学的知識や技術は、看護に新たな理論や技術の開発をもたらし、ついには看護の役割や機能の変化さえ要求するにいたっている。こうしたなかにあって看護教育も、時代に即した方法と技術の開発を迫られている。

本書は、看護学校、とくに大学、短大用の教育カリキュラムの合理的な作成・実施・評価の方法をシステムチックに述べたものである。従来の医学モデルによるカリキュラムを脱却し、看護モデルによる統合的カリキュラム(integrated curriculum)が目ざされており、わが国の看護教育者にとっても示唆に富むものとおもわれる。

●主要内容

- 1章 カリキュラムの作成：過程
- 2章 方向づけ段階
- 3章 形成段階
- 4章 機能段階
- 5章 評価段階
- 6章 カリキュラム過程：アセスメント
- 7章 学士課程に編入する学生としての看護婦あるいは准看護婦

●A5 頁182 図16 1988 ￥2,500 円300



医学書院

〒113-9011 東京・文京・本郷5-24-3 ☎03-817-5657(販売部直通) 振替東京7-96693

別表 1 授業科目とその教科内容(その1)

科目	教科内容		
	講義	演習	実習
公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論	・公衆衛生看護管理の機能 ・諸外国における地域看護の動向	・医療技術の発展と歴史 ・医療の社会化 ・地域の保健婦活動の歴史 ・訪問看護活動(医療施設)と地域の保健婦活動の役割 ・保健婦の公的責任と役割 ・住民主体の地域保健活動の実際	
地区活動論	・業務測定の方法 ・運動と生理 ・スポーツ医学 ・運動療法と日常生活動作 ・言語療法とコミュニケーション ・視覚、聴覚障害者の生活適応	・地区活動例の検討 ・活動評価の方法 ・受け持ち地区の診断 ・世帯票と問題地図の事例検討 ・公衆衛生看護管理の実際 ・保健推進員活動と保健婦の役割 ・住民組織と保健婦のかかわり ・健診事業における保健婦活動の効果 ・活動量と体力の測定法 ・健診事後活動としての境界域者等集団指導プログラムとその意義 ・地域条件と対象のニーズに応じた活動の進め方 ・半健康者の運動処方と指導	同左 同左 同左 ・計画作成と活動の展開 同左 同左 同左 同左 同左 ・他職種との意見交換
家族相談援助論	・家族関係論	・地域ケア，在宅ケアの体制づくりの実際 ・家族類型別に見た健康問題 ・家族周期論 ・訪問看護事例の検討 ・家族機能と現代社会 ・在宅医療技術	・ヘルスカウンセリングの実際 同左
健康教育論	・健康教育に必要な行動諸科学	・社会教育の現状と課題 ・セルフケアのための教育の実際 ・小集団教育の実際	同左 同左 ・媒体作成の実際
保健指導総論		・感染症対策と保健指導 ・特定疾患対策と保健指導 ・地域の問題別にとらえた保健指導の基本	同左 同左 ・難病患者への家庭訪問 ・治療費助成申請時における所内面接
保健指導各論 母子保健指導	・成長発達論 ・歯科保健 ・学校保健活動		・保育所，養護施設，通園施設，コロニー等収容施設

別表 1 授業科目とその教科内容(その2)

科目	教科内容		
	講義	演習	実習
成人保健指導	・養護教諭の活動 ・遺伝学 ・疾病管理の基本 ・集団検診の精度管理	・地域内における母性保健指導の現状と担当保健婦の役割 ・成人保健指導の教育内容 ・高齢者の就労と安全確保 ・家庭奉仕員、寮母、介護人等に対する介護技術指導の実際	・学校保健実習 (養護教諭一級免許取得の場合)
高齢者保健指導			・遺伝性疾患相談の基本同左
地域精神保健指導			・健康老人の家庭訪問 ・老人クラブ等での健康教育
産業保健指導			・家庭訪問による生活指導の実際 ・精神保健相談事業における保健婦の役割 ・家族会、患者会の現状と保健婦の役割 ・中間施設における看護の実際 ・外泊、仮退院時の保健指導 ・共同作業所における援助の実際 ・保健所におけるデイケア ・地域の精神病院における実習 ・産業保健実習
疫学			・調査研究
健康管理論	・情報管理 ・ライフサイクルと予防	同左	・コンピューターの応用
保健福祉行政論	・医療行政 ・国際保健		

別表2 機械器具及び模型

品目	内容	品目	内容
家庭訪問用具 訪問靴一式	血圧計、聴診器、体重計測器、舌圧子、懐中電灯、消毒綿、脱脂綿、ガーゼ等衛生材料、エプロン	煮沸消毒器	紫外線消毒器、オートクレーブ
家庭用ベッド又は布団一式(成人・小児用)	ベッド、マットレス、サイドテーブル、オーバーベッドテーブル、床頭台、椅子、掛け布団、敷布団	小児保健指導用具 沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等) 調乳指導用具一式	臍処置用具、湯温計、沐浴剤、リネン類 哺乳瓶(各種) 人工栄養(各種) 調理器具、ベビーフード(発達段階別) フードモデル(各種)
リネン類	毛布、枕、シーツ、寝衣(成人・小児用、和式・洋式用)	離乳食指導用具一式	衣類、玩具、寝具類 歯の模型(小児用) 歯ブラシ(各種) デンバー等乳幼児発達検査用具
清拭用具一式	洗面器、バケツ、ピッチャー、ケリーパッド、口腔清拭用具、タオル等リネン類、剃毛、整髪セット(ドライヤー、くし)	育児用品一式(発達段階別) 歯科指導用具一式	
排泄用具一式	便器、尿器(和式・洋式用、男性・女性用) ポータブルトイレ	乳幼児発達検査用具	
機能訓練器具一式 車椅子(各種) 歩行器(各種) 自助具等(各種) 指導要領に掲げる以外のもの	片麻痺用・対麻痺用コ型歩行器 食器、スプーン、フォーク類 足定板、杖(松葉杖、ロフトランド杖)	母性保健指導用具 出産準備用具 家族計画指導用具 成人、高齢者保健指導用具 検査用器具一式 指導要領に掲げる以外のもの 健康増進関連機器 指導要領に掲げる以外のもの	寝衣、T字帯 家族計画指導セット 万歩計、補聴器
在宅ケア保健指導用具 診察用具一式	聴診器、血圧計、舌圧子、打腿器、知覚検査用具	検査用器具一式 検眼用具一式 指導要領に掲げる以外のもの	視力、色覚検査(成人・小児用) 尿分析器、血糖測定器
酸素吸入装置	酸素ボンベ、酸素流量計、カニキュレ、カテーテル	計測用器具 体重計、身長計(成人・小児用)等	全身反応測定器、垂直跳躍測定器、エルゴメーター
経管栄養用具一式	栄養点滴セット、栄養食剤、スタンド	産業保健指導用環境測定器 指導要領に掲げる以外のもの	
浣腸用具一式(各種)	石鹼浣腸、高圧浣腸、グリセリン浣腸用	各種模型 食品交換模型	体重計、身長計、座高計(成人・小児用)
人工肛門処置用具一式(各種)	集便バック法	保健指導用パネル	酸素濃度計、炭酸ガス測定器
導尿器具一式	カテーテル、集尿器		成人病食(糖尿病、高血圧症、肝臓病等) 妊産婦の栄養 成人病予防、離乳食指導、乳幼児の発達
膀胱洗浄器具一式	膀胱洗浄用注射器、洗浄用液、尿量測定器	視聴覚教材 スライド映写機	スライド、映画フィルム
指導要領に掲げる以外のもの	円座、エアマット、離被架、氷枕、氷嚢、湯タンポ		
予防接種用具一式	ツベルクリン注射、ジフテリア、百日咳、風疹等ワクチン		